

少子化対策に使えない「こども未来基金」

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算(第5回)



令和 4 年度の決算剰余金などを活用した事業費を計上した【議案第 42 号】生駒市一般会計補正予算（第 5 回）が 9 月定例会に提出されましたが、予算委員会では、塩見が提出した小中学校や保育所等の給食費の年度末までの無償化と生駒南小・中学校整備事業の耐力度調査の財源をこども未来基金から一般財源の繰越金に振替える修正案が可決しました。

しかし、修正可決を受けて小紫市長は【議案第 42 号】を取り下げ、給食費の財源は修正案どおり繰越金とするものの生駒南小・中学校整備事業の耐力度調査の財源はこども未来基金とする【議案第 63 号】を提出。予算委員会での質疑を経て塩見は再度修正案を予算委員会に提出しましたが、今度は原案が可決しました。

基金は「もう一つのお財布」ではない

地方財政法上、決算剰余金を積み立てた基金を取崩すには著しい財源不足が生じている場合などの制約があります。令和 4 年度決算は約 19 億 7,400 万円もの剰余金が生じ、「財源不足」とは言いがたく、「もう一つのお財布」感覚で安易に基金を取り崩すことは財政規律を損ねることから修正案を予算委員会に提出したところ、委員長を除く 20 人中 18 人の委員の賛成を得られ、修正可決しました。

議会の判断を覆す理由は？

【議案第 63 号】の【議案第 42 号】との違いは財源だけです。（右表をご参照ください。）再提案の理由は、令和 5 年度下半期にも人事院勧告に伴う人件費の増や政府の補正予算に伴う地方負担など財政需要が生じるため、一般財源を約 2 億 1,000 万円確保しておきたいとのことでした。

しかし、質疑を重ねた結果、当初予算編成時には 48 億 5 千万円と見込んでいた国からの交付税が 53 億 6 100 万円入るとわかり、基金を取り崩さずとも両事業を賄うに十分な一般財源が確保できるとわかりました。修正可決した議会の判断を覆すだけの重大な欠陥が修正案にあったのかと思います。修正可決という痕跡を残したくない小紫市長のプライドだけだったようです。

3セクの3セクは？益々見えにくくなる経営状況

今回の一般会計補正予算には、市の地域新電力会社のいこま市民パワー（株）（ICP）、JRE（株）、カジノン（株）が出資する特別目的会社（SPC）への SDGs 事業委託料が計上されています。国からの「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」約 2 億 2,900 万円をそのまま SPC に交付します。

SPC が公共施設や自治会館、市内 2 自治会区域内の住宅等に太陽光パネルと蓄電池を無償で設置し、余剰電力を ICP に卸して地産の再生可能エネルギー比率を高めるという計画で、令和 5 年度は、小中学校 4 校、自治会集会所 5 施設、民間 1 施設、家庭 3 0 世帯を対象とする予定です。

市が出資する ICP が出資する SPC…こうなると経営状況も益々見えなくなるため、積極的に事業報告、収支報告を行うよう求めました。



市がこども未来基金の使い道を見直すきっかけになった【議案第 42 号】の修正案可決の瞬間。（生駒市議会 9 月 15 日予算委員会 YouTube 画像）

同内容の修正案が 2 度目は否決の「怪」

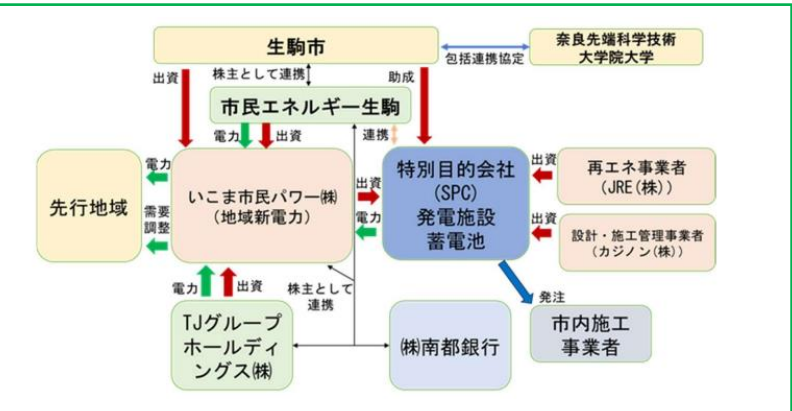
生駒南小・中学校整備事業に今後、大規模な財源が必要となるのはたしかですが、生駒市はそのために公共施設の更新、改修、除却に使える「公共施設等総合管理基金」を令和 2 年に設置して活用しています。「生駒市公共施設等総合管理計画」の基本方針に機能の複合化があげられていますが、子どもの教育に特化した基金を充てると複合施設化の妨げになりかねず、塩見は【議案第 63 号】に対しても【議案第 42 号】の修正案と同内容の修正案を提出しましたが、修正案は否決となりました。

■予算委員会における令和5年度補正予算案(第5回)のこども未来基金を財源とする事業費に関する審査結果

		議案第 42 号		議案第 63 号	
		原案	委員会修正案	原案	委員会修正案
財源	給食賄材料費	こども未来基金	一般財源	一般財源	一般財源
	南小中耐力度調査	こども未来基金	一般財源	こども未来基金	一般財源
委員会修正案に対する賛否 (吉村議長は委員外、成田委員長は採決に加わらず。敬称略。)		賛成 18	福中・白本・片山・改正・森・橋本(漂翔絆)、浜田・竹内(日本共産党)、恵比須・山下(生駒市議会公明党)、梶井・辰巳・芦谷(日本維新の会)、神山・加藤・中尾・高杉・塩見(無会派)	賛成 5	浜田・竹内(日本共産党)、神山・中尾・塩見(無会派)
			反対 2	伊木・中嶋(無会派)	反対 15

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算(第5回)

複雑化する電力事業 図：脱炭素先行地域選考にあたっての国への提出計画



予算の流用で市政顧問を委嘱

9月議会一般質問 ①



8 月 24 日に NEC グループの独立シンクタンク、株式会社国際社会経済研究所理事長の藤沢久美氏を市政顧問に委嘱すると記者発表がありました。しかし小紫市長は平成 28 年から平成 31 年にかけても市政顧問を置いたものの、そのご助言が市の政策に結びついておらず、委嘱の必要性を問いました。

求める具体的役割は未定

藤沢氏に求める具体的役割を問いましたが、「学研高山地区第 2 工区や教育、観光、農業振興、創業支援等にお力になっていただけるものと思う」と、助言分野の例示にとどまりました。

とりわけ高山第 2 工区については昨年マスタープランが策定され、今や土地区画整理事業に向けて奈良県との具体的交渉に入る時期で、今更何の助言を求めるのでしょうか。華々しいご経歴の藤沢氏を顧問にする話づくりが目的であるようです。

失礼千万！予算の流用で委嘱

顧問の役割は未定でも勤務は 1 回 2 時間、月 3 回程度、報酬は 1 回 2 万円と決まっています。しかし 3 月の当初予算にも 9 月の補正予算にも計上されておらず、報酬の予算措置を問うと、他費目から流用して対応するとのことでした。

市政顧問の就任に議会の同意こそ必要ありませんが、予算の審議も避けて委嘱するやり方が姑息ですし、藤沢氏に対しても失礼極まりありません。

自衛隊への個人情報提供のあり方は？

9月議会一般質問 ③

生駒市は毎年、自衛隊奈良地方協力本部からの依頼を受けて対象年齢 18 歳と 22 歳の市民の氏名、性別、生年月日、住所の 4 情報を紙ベースで提供していますが、個人情報の提供を望まない方もおられ、その対応について質問しました。

個人情報提供の根拠

市が自衛隊に個人情報を提供するのには、自衛隊法施行令に、防衛大臣は、必要があると認めるときは都道府県知事又は市町村長に必要な報告又は資料の提出を求めることができると定められているから、とのことでした。

住民基本台帳の情報は、公益的な調査研究や公益的な団体等に限り、必要限度の閲覧しか認めていません。提供する以上、生駒市個人情報保護運営審議会に諮問すべきですが、市は平成 12 年に本件とは関係なく、「目的の範囲を超えて個人情報を例外的に提供すること」の是非を包括的に諮問しただけです。

しかし、答申には「包括的諮問事項に該当するか否かについては、安易に

判断することなく、個々の事例ごとに慎重に検討するものとし、この類型に該当しない場合はもとより、その判断が微妙な場合は、個人情報保護の原則に立ち返り、条例の規定により当審議会の意見を聴くものとします。」との付言もあります。

除外申請制度ができました！

個人情報の提供を望まない市民に対しては除外申請制度を設けている自治体もあります。個人情報保護の観点から「自治」の裁量が残る部分について市独自の対応策を求めたところ、早速個人情報提供の除外申請制度ができました。今年度の申請は 12 月 20 日までです。ご希望の方はお急ぎください。詳細はこちら⇒

テレワーク、副業の制度に課題

9月議会一般質問 ②



生駒市では「多様な働き方を推進する」として、職員のテレワークと副業を推奨していますが、現行のテレワークや副業の運用規定では公務員が職務に専念していることを立証できない、あるいは公務に支障をきたしかねず、起こりうる課題に対応するため、制度の見直しの必要性について質問しました。

手当の支給を個々に判断？

生駒市のテレワークは副業を持つプロ人材採用に対応するために制度設計され、その後コロナウイルス感染防止目的でも活用されるようになりました。

しかし、生駒市ではテレワークに上限日数の規定がなく、職員がほぼ連続して一か月間テレワークを実施していた事例もありました。このような場合、通勤手当は返納させるべきですが、現行の給与規則は長期テレワークを想定した返納規定がありません。改正の必要性を問うと、個々のケースで判断したいとの答

弁がありました。給与や手当の支給を条例等に基づかず個別に判断したら問題です。

副業規制も人それぞれ？

副業もひとりで数件実施しているケースがあり、健康や公務への支障が懸念されます。国家公務員同様副業の時間に上限を設けるべきでは？との質問に対する答弁は、「人によって体力は異なるので支障が出たら考える」という驚き呆れるものでした。

テレワークも副業も制度設計当初の想定と異なる運用がされている今、制度の見直しが必要です。

自衛官募集事務費用の市負担は違法

決算審査特別委員会



自衛官募集事務は自衛隊法施行令で「法定受託事務」（国の事務を自治体が法律に則って受託）とされ、それにかかる費用は国が負担します。また、地方財政法には防衛省に要する経費を国が地方公共団体に負担させてはならないとあります。

ところが、生駒市は令和 4 年度決算で、左記の自衛官募集の情報提供に係る事務経費を計上していなかったほか、ポスター掲載料や宣伝グッズのクリアファイルの作成費の一部を市が負担していたことがわかりました。これを問うと「次年度の国からの委託費で措置される」と答弁がありましたが、地方自治法には「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」とあり、そんな会計処理はありません。

さらに情報開示請求して遡って会計処理を確認したところ、毎年市が一部負担していることもわかりました。常習的に故意に不正な処理をしており、監査請求モノです。

写真:市が作成した宣伝クリアファイル

